

Title	のれんの会計に関する若干の考察：わが国の営業権勘定の実態調査から
Sub Title	Problems on "Goodwill"
Author	會田, 義雄(Aida, Yoshio)
Publisher	
Publication year	1962
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.5, No.5 (1962. 12) ,p.1116- 1135
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19621231-04044897

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

"のれん"の会計に関する若干の考察

—わが国の営業権勘定の実態調査から—

田 義 雄

一、はじめに

"のれん"に関する会計学上の諸問題は、すでに古くから論議され、その本質についても、一般的には、たとえば「企業の超過収益力を資本還元した現在価値である」といわれ、その貸借対照表への計上も、收支を基準とする動態論の見地から、買入のれんという有償取得のばあいに限つてその計上を認めるとされ、あるいはさらに、費用配分という思考から買入のれんは償却すべきであるとも理解されている。これらの見解については、その意味で一般的通説がすでに凝固しているともいいえよう。しかし、のれんに腕押しといわれるほどに、のれんに関する会計問題を深めれば、深めるほど、未解決の問題が多く存していることを見出だすのである。たとえば、わが国における各社の財務諸表をみても、後でふれるように、のれん勘定の名称をもつて計上するものは一つも見出だせず、それに類するといわれる、営業権勘定の名称しか見出だすことができない、という事実も、すでにそのことを物語っているとも解されるのである。

しかるに一方、最近のわが国においては、いわゆる企業系列化の一環として、とくに事業買収に際して、さらに会社合併の

進行に伴ない、のれんに代るものとしての営業権勘定がより多く計上される事例が見出だされるし、他方、さらに企業の多角経営化の一環として作成されるにいたつては、連結財務諸表にあっても、のれんの計上が一つの会計問題として論議されている（註2）。さらによつた、わが国の経済界においては、幾つかの統制のなごりを止めたところの各種許可権の取引にあつて、これを営業権と解する幾つかの慣行がある。これらの諸背景に基づいて、わが国の営業権勘定を改めて分析し、そのなかから、わが国特有の性格をもつところの、のれん会計を分析する必要を感じるのである。

例によつて、この小稿は、わが国企業における、のれんの体現者としての、営業権勘定の実態を分析し、そのなかから、のれんに関する会計問題をもう一度引き出し、わが国の経済事象を背景とする、特有なのれんの性格を分析することによつて、のれんの本質ならびに償却問題等の、いくつかの理論問題を再検討しようとするものである。わたくしのかねてからの実態会計学研究シリーズの一駒として、のれんの会計を俎上にのせたのが、この小文である。

（註1）佐藤孝一著、現代会計学、二八九頁

（註2）新井益太郎稿、連結財務諸表作成上の問題点』会計82巻1号

二 予備的考察

以下、ここでは実態分析に先立つて、のれんの本質、評価、および償却といふ、いわばのれん会計の主要な理論問題を、従来の諸学説を整理しながら若干の考察をすることにしよう。

第一、のれんの本質

のれんの会計に関する若干の考察

まず、本質論に入るに先立つて、のれんと営業権勘定との語義についてふれなければなるまい。ただ、わが国にあっては、のれんと営業権とを全く同意義に解しているばかりが極めて多いことに注意しなければならない。これらの説の若干をみると、黒沢教授編の「会計学」においては、「のれんとはまた営業権ともよばれている特殊な資産である」^(註1)とされ、沼田教授は「のれんまたは営業権」あるいは「のれん(営業権)」^(註2)とされ、西垣教授は「営業権(goodwill)」^(註3)とされ、それぞれ、のれんと営業権とグッドウイル(goodwill)とを無差別に用いられている。それに対し、新井教授は、営業権(のれん goodwill kundschaft)と題して、「営業権とグッドウイルとは必ずしも同一ではないと思われるが、以下の叙述は両者を区別しないで行なうこととする」とされ、両者の差異について微妙な見解を示されている。

これらの諸学説に対して、太田教授は若干異なる見解を発表している。すなわち、教授は、のれんの資産性を考察し、「買入のれんのみが買入額を限度として資産として認められる」とされながら、「わが国の会計実務で営業権なる勘定で示されるものは」^(註4)購入のれんであるとされている。この太田教授の所説によると、買入のれんがイコール営業権とも解される。しかも教授は、別に自己創設ののれんを考えられているところからするならば、営業権勘定をのれん概念より下位のものとし、それに包含されるごとくである。かかる太田教授の所説とは反対に、のれん概念をもつて営業権の下位概念とする見解もある。たとえば、清水教授は、無形固定資産とは営業権、特許権等を意味され、「のれんはその中の営業権の中の一と解される」とされているのがそれである。ところで私見としては、後述の実態分析で明らかにするように、両つの概念はある面では同一の面をもち、ある面ではそれぞれ別個の面をもつものと解する。たとえば自然発生のれんはいうまでもなくのれん概念に入るとしても、営業権概念には包摂されず、他方、特殊な権利のなかには、営業権勘定に計上されるとしても、のれん概念に入るものがあるようと考えられる。

さて、のれんの本質については、すでにみたように超過収益力の資本還元したものであるという点については、ほとんど

異論の少ない論点である。かかる超過収益力がどのような根拠から生ずるかについてもまた、諸説あるも、大同小異であり、とくに論争をまき起してはいない。その代表的見解としてペイトンの所説^(註9)についてみるとつきのようである。

ペイトンは、のれん発生の根拠からして四つののれん、すなわち、(一)商業上ののれん (二)工業上ののれん (三)財務上ののれん (四)法律上ののれん、の四つに分類する。以下その要因についての大要をみると、

(一) 商業上ののれんの要因としては、(1)環境のすぐれていること、魅力的な販売力、配給経路ないし信用供与力のすぐれていること、(2)価格に比し品質のすぐれていること、(3)トレードマークないしレッテルによって顧客が安心して購入すること、(4)工業上ののれんの要因としては、高賃金、雇傭関係の安定、昇任の機会のあること、年金制度、福祉施設、安全施設の完備していること、

(三) 財務上ののれんの要因としては、投資家、金融機関、債権者等の企業をめぐる金融状態の恵まれていること、

(四) 法律上ののれんの要因としては、とくに内容を限定せざるも、公衆のいわば輿論と政府関係筋との優れた地位は、より高い収益をもたらすものであるとしている。

このような超過収益力をもたらす要因は、企業における不斷の努力の集積もあるが、同時にそれは、不完全競争下にあること、換言すれば、何らかの条件によつて、他の企業よりも優れた環境にあるためにこそ生ずるものである。かかる見地から、のれん研究に優れた文献を発表された、高瀬博士は、のれんの本質をもつて、いみじくも「独占的當利の機會」とされ、「企業が享有せる独占的諸条件によつて構成せられる事実にして、営業の余剰価格の帰属せらるべきものは、その固有なる収益機会そのものに外ならない」^(註10)とされてゐる。このように、のれんの本質は、超過収益力の資本還元価値であるとして、とくに異説が少ないといふことが認められるとしても、何がゆえに、のれん勘定が貸借対照表に認められないのであろうか。単に税法が、のれん勘定ではなしに、営業権勘定を認めていたためとするのは、余りにも皮相的見解である。そこに從

來の、本質論のみをもつて解決しがたい領域のこと、いなれば、かかる本質論の未だ一面的考察にすぎないことが指摘されねばならないよう感じられるのである。

かかる課題が、すなわちのれんのいわゆる貸借対照表能力論の領域であると思考される。けだし、のれんの本質が超過収益力の資本還元価値としてそのまま認められるとするかぎり、本来、のれん勘定をもつてこそ貸借対照表に示さるべきであり、しかもその本質論を貫ぬくかぎり、もともと超過収益力をたえず資本還元してその評価の適正が図らるべきなのである。そこにおいてこそ、いわば超過収益力説が貫徹されるのである。このよくな立場は、別名また実体価値説ともいわるべき学説であり、わが国における高瀬博士の説がその代表的見解である。曰く「科学的見地から考察すれば、貸借対照表は営業の正確なる財政表示たる性質を有つものであるから、……(中略)……又暖簾は営業によつて所有される財産である以上、営業が現実に所有している暖簾が正確な価格を附して貸借対照表に記される資格を当然有するということは、理論上疑いを容れないところである。」^(註11)と。かかる論理からするならば、自己創設のれんについても当然貸借対照表能力が与えられることとなる。

これに対して、会計学上の通説は、自己創設のれんの貸借対照表能力を認めず、買入のれんのみを資産性あるものとして認めているのである。その根拠については、いろいろの論説が展開されている。その若干についてみると、黒沢教授は、^(註12)継続企業の決算の場合には、収益価値は問題とならず、ただ正確なる損益計算のみが問題となるが故に、暖簾は評価せられる「ことなく」とされ、自己創設のれんを消極的に否定されている。これに対し、太田教授は、「買入暖簾に限つて資産と認める論拠を実体価値に求めない場合は……(中略)……それは将来の超過収益の期待に対し、前払したものと考えるのである」と、され、買入のれんの資産性の認められる理由を積極的に展開している。

あるいはさらに、買入のれんの資産性を対価の支出に求め、将来の収益力の期待にもとづく支出あるばあいに、これをのれんとする説もある。たとえば、ディクシー・ジリヤードのように、新製品の広告のために支出した費用、新事業の開発に是

非必要な広告費は、これを創業費として貸借対照表に計上できないために、これをのれんとして計上されることが認めらるべきであるとしている^(註14)。主張ならびにケスターのように、臨時巨額の広告費をのれん勘定として資本化すべきであるという主張もともに、収益を期待した対価をもつてのれんと解する説といいえよう。これらの所説を手がかりとして、のれん勘定と繰延資産との同質性を主張するものもある。しかし、ペイトンが、かかる支出の資本化については、かりに不可能でないとしても不得策であるとして反対しているように^(註15)、さらにまた、かかる論理をもつてすれば、超過収益力という、のれんの本質的要因が見失われてしまうために、批判されることとなるであろう。ともあれ、このようにのれんの資産性について、その説く根拠は極めて多義的ではあるが、少なくとものれんといわれる限り、やはり超過収益力の資本還元をその基底とすべく、なお、買入のれんの資産計上については、かかるのれんのうち、将来の超過収益を期待した、資本投下額を示すものとしてこそ、その資産性が理解さるべきであろう。このように解されるかぎり、かかるのれん概念はなお、いわゆる営業権勘定より狭く解されることとなる。

つぎに連結財務諸表において示されるところののれん勘定について一瞥したい。こののれんは、連結に際して、子会社の純資産額を超えて親会社の子会社株式が計上されているばかりに発生するものであり、いわば純財産の帳簿価額を超える対価の支払として、のれんとされるのが通説の見解である。しかしこの項目は本来、連結財務諸表にのみ表わされる勘定であり、元帳内に示されるものでもなく、さらに超過収益力の購入を意味するかどうか疑わしいものである。かかる実態を考慮して、モイヤー・モウツは、むしろこの差額は「子会社株式の取得時における帳簿価額の超過原価」という内容を示す勘定を用いるべきであるとしている^(註16)。この「取得時における」という限定句はむしろ誤解を招くものであり、削除さるべきとは考えられるが、それはともかくかかるモイヤー・モウツの論理こそ、超過収益力を示すものとしての、のれんの本質をより徹底して貫いているものと解さるべきであろう。

第二、のれんの評価

のれんの本質が、前述のように、超過収益力の資本還元と解されるかぎりにおいて、その評価をする上の要因についてはとくに議論は少ない。すなわち①収益力、就中、同種企業に比しての超過収益力の大小がのれん価値額を決定することはいうまでもない。また②のれんをもたらす要因の移転性の有無も考慮されなければならない。けだし、人的な組織要因のすぐれたための、のれんであるかぎり、その従業員の移転が少ないとすれば、のれんの評価額が少ないとることは当然であるからである。さらに③超過収益力の持続性が問題とされる。けだし、長期に亘って独占の機会を持続しうるばあいは、超過収益力はより高く、その短期に消滅するばあいは、より低く見積られるのは至当であるからである。

つぎののれん額の評価方法には、具体的な計算方式の見地から、総合価値法と個別価値法との二つがあるといわれる。^(註18) 前者は、のれんの本質をもつて資本還元する見地を貫ぬく方法であり、企業そのものを包括的に全一体として、超過収益力を資本還元したる後にのれん価値を決定する方法であり、後者の個別価値法とは、のれんを発生せしめる個々の要因、たとえば人的要因、地理的要因、商号等の要因毎にのれん額を算定し、その合計額をもつてのれん額とする方法である。後者の個別価値法は通常、前者の総合価値法の計算方式の困難なるために主張された方式と考へることができよう。

さらによく、全一体としての、いわば総合価値方式によるのれんの評価法に属すると考えられる高瀬博士の研究にあっても、いろいろな計算体系が論究されている。^(註19) すなわちその方式を三つに分けられ、(1)営業量基準法 (2)純益基準法 (3)株式市価基準法のそれぞれについて詳述されている。しかして高瀬博士の結論としては、株式市価法に立脚されていることくらいある。しかし現実の株式市価は必ずしも企業成績の実体を反映しているとはいひ難いので、その補正のなさるべきゆえん、ならびにその補正方法を論究している。

れん、ハハドの実態分析という見地から、わが国税法——富裕税の取扱通達——の定める方式をみるとこととしよう。わが国の税法においては、左に掲げる算式により、各企業の超過収益の額と年八分の利率による十年に応ずる複利年金現価の額によつて営業権を評価するとしている。

$$(1) \{ \text{平均利益金額} \times 0.5 \text{ (危険率 5割控除)} - \text{企業者報酬} - (\text{投下資本} \times 0.08) \} = \text{超過利益金額}$$

$$(2) \text{超過利益金額} \times \text{営業権の持続年数} \text{ (原則として 10 年)} \times \text{応ずる年 } 8\% \text{ の複利年金現価率} (6.71 \text{ 倍}) = \text{営業権価額}$$

平均利益 = 所得税法上の利益

企業者報酬	100 万円以上	150 万円未満の利益	………	420,000 円
150	"	200	"	480,000
200	"	300	"	600,000

(以下略)

投下資本額 = 総資産とする

このように理論的なばかりの評価方式が唱えられているが、實際問題としては、かりに合併のばあいをとつてみても、(1)数年間の収益額または超過収益額の合計額 (2)売上高の一辻ペーセント (3)得意先一人につき一定額などという方式が採用されているともいわれている。^(註2) わらどりの合併のばあい、合併比率の定め方いかんによつても、結果としてのれんの額が規制されるのである。他方、のれんそのものも、必ずしも合併のばあいに限らず實態としているいろのケースがあり、時としで売買当事者の勢力関係によつて額があがむという、いわば、勢力説の入りうる余地さえあるようと思われる所以である。

第三、のれんの償却

のれんの償却については、その価値決定にも諸説があるとひとしく、幾多の学説が唱えられている。すなわち、それらののれんの会計に関する若干の考察

諸説は償却不要説、利益比例償却説、再評価説、償却説の四つに大別される。さらに、その説ごとく必ずしも同じでないが、以下四つのそれぞれの論説をひもとくこととしよう。

まず非償却説であるが、この学説は英米の比較的古い文献ないし多くの国の税法の採用している見解である。その根拠とするところは、事業継続によつてのれんの価値は増加こそすれ、減少することはありえないというにある。たとえば、ディクシーによつてみると、「のれんはその価値が下落するという見地からしては償却されざるものである」と。またアメリカ税務当局の見解をみると、「商標、のれんは減価償却も陳腐化もしないものであり、……（中略）……のれんには商標ないし商号が含まれるものであつて、そもそものれんは、測定の不可能な有効年限をもつものであつて、……（中略）……その費消額の償却は認められない」と。さらにシュマーレンバッハがドイツ株式法が償却を前提として、その資産化を認めているのに反し、税法はその時価が下落しないかぎり償却を認めていない、償却については税法も認めるべきであるとしている。論説の中にも、ドイツ税法もアメリカ税法と等しく非償却説に立つてゐるのがうかがえるのである。

つぎに、利益比例説というのは、利益のあるときに、それに比例してのれんを償却しようとする学説である。この説は超過収益力の資本還元に結びつけようとする学説なのであるが、しかし、この見地を貫ぬくかぎり、むしろつぎの再評価説の方が理論的とも考えられる。ただ、税法の非償却説に対処し、且つ「なれば保守的見地から、利益によつて償却のなされことが多い。たとえばウイルダーによると、「のれんは、会社が保守的な償却政策をとらない限り、原価で貸借対照表に表示される。多くの会社はこの保守的政策を採用しているが、その根拠とするところは、この勘定が推測的な項目であるからである。またこの償却策は利益の多いときになされ、借方・利益剰余金、貸方・のれんという仕訳処理によつてなされてい（註²⁴）」といわれるようすに利益によるのれんの償却策は、その償却費を費用としてみるのではなく、あくまで配当可能な利益剰余金を低めようとする、いわば保守主義の見地以外にその論拠を見出しづらいようである。

第三の再評価説は、のれんを計上した当初の資本還元率をもつてたえずのれんの再評価を行ない、超過利益のなくなつたときに、その分だけの評価損を計上しようとするのである。この学説は、いわば静態論の見地であり、自己創造のれんにも貸借対照表能力を与えるという、財産計算の立場である。そのかぎりこの説は理論的であるとはいへ、今日の近代会計における、経営の業績を示すという、損益計算の立場からは、消極的に解されざるを得ない。

第四ののれん償却説は、いわゆる近代会計理論に立脚するものである。すなわち、近代会計理論にあつては、資産は支出額を限度として認められると考えられるのであって、かりに超過収益力の資本還元によつて生じたのれんであるとしても、のれん計上は、現金支出をともなう資本投下額を反映するものとして、すなわち買入のれんのみがその資産性を認められるのである。そのような根拠をもつて資産として計上された限りにおいて、のれんもやはり資本投下額として回収されねばならず、またその維持のために資金を費消しなければならないのである。かくして、買入のれんは、超過収益を期待しての資本投下であるから、その投下資本は資本回収そしてまた費用配分の理論によつて償却されねばならないのである。

近代会計学の見地に立つペイトンは、「のれんへの投資は合理的且つ適切なる資金の投下を示しているのである。……（中略）……その収益獲得が予想されなければあいは損失とされるが、さもないかぎり、それを資産群から除外する理由は見あたらぬ」^(註25) とし、その償却額は当該期間の収益から控除さるべきであるともいい、さらにまた、営業活動のための部門のコストとして、ときには広い意味の生産原価として棚卸資産の価値を構成する間接費であるともいつている。前述のショマーレンバッハの所説といい、このペイトンの主張といい、ともに近代会計理論の見地からするかぎり、のれんは経営活動をいたなむために必要な投下資本額を示す資産として、それゆえにこそ投下資本額は費用配分の見地によつて、回収されるという立場から、現代においてはこの償却説が支配的見解として受け入れられるにいたつたのである。かりに独占的営利の機会にのれんの本質を求めて、自由競争によつて独占力は除々に弱まるものであるから、そこに減価という事実も認めなければ

ないなどである。これらは費用配分にされる基底がある。

- 註(一) 黒沢清編、会計学、1111頁
- (2) 沼田嘉穂著、固定資産会計、四六頁
- (3) 沼田嘉穂著、会社財務諸表論、一四八頁
- (4) 西垣富治稿「固定資産会計」簿記会計ハシナック所収、五八四頁
- (5) 新井益太郎稿「無形固定資産会計論」体系近代会計学所収、三七〇頁
- (6) 太田哲三著、固定資産会計、1181頁
- (7) 太田哲三著、前掲書、一八二頁
- (8) 清水新稿「改正商法要綱第六第七八九〇」会業会計、14卷4号
- (9) W. A. Paton "Advanced Accounting" 1954, pp. 398~400
- (10) 高瀬莊太郎著、グリューハイの研究、五七頁
- (11) 高瀬莊太郎著、貸借対照表論、二九八頁
- (12) 黒沢清著、会計学四編、一一九頁
- (13) 太田哲三著、前掲書、一八四頁
- (14) Dicksee and Jillard "Goodwill and its Treatment in Accounts" p. 94
- (15) R. B. Kester "Advanced Accounting" 1946, p. 363
- (16) W. A. Paton ibid p. 406
- (17) C. A. Moyer and R. K. Mautz "Functional Accounting" 1951, pp. 400~401
- (18) 太田哲三著「収益価格の分析」会計の本質と職能、所収 170頁
- (19) 高瀬莊太郎著、グリューハイの研究、1110~1111頁
- (20) 沼田嘉穂著、会社財務諸表論、一四八~一四九頁
- (21) L. . Dicksee "Auditing" 1912, p. 219
- (22) R. H. Montgomery "Federal Income Tax Handbook" 1938~39, p. 520
- (23) E. Schmalenbach "Dynamische Bilanz" 12 Auflage 1956, S.130

(24) W. Wilder "Theory of Accounts, Revised Edition 1942 p.171

(25) W.A. Paton ibid p.409

III 実態調査の分析

以上の調査では、まず東京証券取引所編の昭和三六年版、上場会社総覧（六〇一社掲載）のなかから、貸借対照表に営業権勘定を計上せる会社三二一社を選び出し、その後、すなわち、昭和三七年三月期までの、有価証券報告書について約三〇〇社調査し、そのなかから、貸借対照表に営業権勘定を計上している会社一五社を選び出した。以上によつて、重複せる会社を除くと実数約八〇〇社の調査会社のうち、営業権勘定を計上した会社は四七社あつたわけである。ついでこの調査では、これらの四七社について、(1)営業権計上の根拠、(2)評価基準、(3)減価償却の三つについて個別調査をした。その個別調査は面談、通信によつたのであるが、遠隔地のために調査未完の四社があつた。このようにして回答を得た四三社の実態は、別紙の一覧表のとおりである。

以下まずその概略について統計的分析をすると、

一、営業権の計上理由

- イ、許可権・その他各種権利の購入 一九件
- ロ、営業譲受（事業買収） 一八件
- ハ、合併 六件
- ニ、実用新案権・商標権 三件
- ホ、その他（開発費、保証金それぞれ一件） 二件

のれんの会計に関する若干の考察

合計 四八件

(調査会社は四三社であるが、一社について二つ以上の根拠を示した会社が四社あるため四八件となつた。なお、営業譲受と事業買収とは回答の名称を尊重してそのまま示した。)

二、評価基準

すでにみたように、近代会計理論の立場では、営業権勘定には買入のれんのみが原則として計上されるという見地を反映し、ここでの全部の会社は取得原価基準ともいべき支出基準で評価している。しかしここでは更につぎにみるように、のれんの評価を包括的に、いわば間接的に行なつたか、個別的に、いわば直接的に行なつたかによつて評価方法を区別してみた。

イ、包括的事業評価によつたもの

二一件

ロ、個別的に権利その他の購入代価によつたもの

二三一件

ハ、当初の別個の支出目的から振替えたもの

五件

合計

四八件

これを前記の営業権計上の根拠と結びつけてみてみると、合併によつて営業権を計上した会社、六社は全部包括的事業評価によつている。つぎに営業譲受ないし事業買収によつて営業権を計上した会社、一八社のうち、一五社は包括的事業評価により、他の三社は個別的な特別支出額によつている。つぎに漁業権類似の権利を購入した事例の一九社は全部、その権利等を個別的に評価して、営業権の購入額として受け入れている。

三、償却方法

償却方法のうちまず、その償却年数については税法の規定が、大きな影響を与えていた。すなわち

イ、十年の定額法償却

三九件

ロ、五年の定額法償却

四件

ハ、七年の定額法償却

一件

合計

四四件

(四三社中一社のみ二つの方法を示しているため四四件である)

つぎに償却費のチャージしている対象は、極めて種々な考え方がある。すなわち

イ、製造原価ないし売上原価にチャージしているもの

一八件

ロ、一般管理費、販売費等の営業費にチャージしているもの

二三件

ハ、営業外費用としているもの

三件

合計

四四件

四、若干の考察

以上の実態調査を基礎にして以下若干の問題点を考察することにしよう。
第一の問題点として、のれんの本質論争と結びついた領域からする実態の問題点ならびに営業権概念とのれん概念の相異の問題点をみるとことしよう。

まず、本質論からして、すでにみたように、のれんは超過収益力の資本還元と解されており、その超過収益力は、すぐれて独占の産物と一般に理解されている。そのかぎりにおいて、右のわが国の実態において極めて多く見出された各種権利は、これをのれんの範疇に入れることができるであろうか。これらの権利は、原料の割当権、酒造権その他の生産数量の割

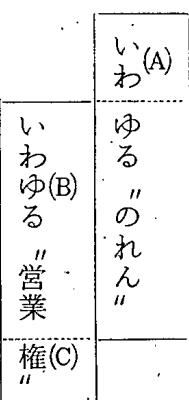
当権、タクシー等の操業許可権等、主として官庁ならびに生産カルテルから許可された権利であり、いわば独占的利用権にほかならない。その意味において、文字通り独占的營利の機会といいうるものである。しかし、それは、全一体としての企業の超過収益を資本還元したものであるかといいうに、すでに評価のところでみたように、必ずしもそうとはいひ難い。むしろ、たとえば最近みられる酒造権のように一石あたり五万円であるとか、漁業権のように一トンあたり三〇万円であるとか、タクシーの営業権一台あたり、三〇〇万円であるといいう、まさに個別的な価値の評価によるものなのである。とするならば、それらははたして単独に譲渡されるものとしての、のれんとされるか否かが問題となる。

以下、わが国で極めて多い各種権利がはたして営業権勘定に計上さるべきものであるか否かを考察しよう。ここでは営業権の単独譲渡が成立するか否かに關説する。一般に営業権の単独譲渡は消極的に解されている。たとえば、高瀬博士は「これら独占権の法律的内容そのものと斯る独占権を条件として生成せられるグッドウイルそのものとは明かに區別せらるべきである。^(註1)」とされていて、その意味からすれば、主たる営業と離れて独立に売買されるものはのれんと解されないようである。類似の見解は木村重義教授の営業権単独譲渡否定説にも見出される。すなわち曰く「当初の価格づけにおいて営業権は他の諸資産の残余をもつて認識されることはその一つの特徴である。それは営業権単独では有償でも無償でも取得され得ないことに関連する。^(註2)」と。さらに、のれんをもつて事業全体の評価のばあいにのみあらわれるものであるという見解をみると、太田教授は曰く「暖簾価値は事業全体を評価することによつて生ずる価値である点が、他の資産と異なる性質をもつものである^(註3)」と、新井教授の論説ならびに馬場教授の所説もひとしく、のれんの特質を営業全体の評価を基礎とする点において他の資産と区別され、且つのれん（又は営業権）は単独で企業から切り離して売却されることはない、とされている。

はたしてそうであろうか。かりに企業全一体の評価によつてのみのれんを評価するとしても、営業の一部譲渡が一般になされていることを識るとき、その一部についても、それだけ包括的な評価が認められて然るべきでなかろうか。かりにその

評価が厳密な収益還元価値によらないとしても、一般に時価が存するかぎり、そこに営業権が認められて然るべきであるようには思われる。

このように考察するとき、この実態分析からして、いわゆる“のれん”と、いわゆる“営業権”とを上記の図のように区



別してみたい。(A)の領域は、自己創造のれんを意味し、貸借対照表に資産として認められない領域である。(B)の領域は、いわゆる“のれん”と、いわゆる“営業権”とが合致する領域である。

する領域であり、買入のれんならびに包括的企業評価によって、超過収益力を資本還元して求められた営業権勘定の両者を意味する。前述の実態にみられる、包括的評価による合併、ならびに営業譲受にして、包括的評価によって求められた営業権の事例が、これに相当すると考えられる。(C)の領域は、超過収益力の資本還元によらずに、単に許可権、割当権等の権利を営業権として計上する領域と考えられる。あるいはかかる(C)の領域を営業権以外の権利であるとする批判が下されるかも知れない。しかし、わが国の実務で認められている

諸権利の多くは、必ずしも法律上の根拠をもつて売買されることは、むしろ事実上の価値あるものとして、譲渡されているものがほとんどであり、それをその他の法律上認められている権利と同一視するより、いわゆる営業権と解する方が、より明快のように思考される。その論拠は事実上価値あるものとして、また評価の過程において、さらに取得の過程において、極めてのれんに類似するものであるからである。

第二の問題点は営業権の評価に関する問題である。

まず第一に、この実態調査に示されたように、わが国にあっては、包括的事業評価法とならんと、各種権利についての個別的評価法の多いことが指摘されねばならない。いうまでもなく、これらの事実上の権利を、のれん概念に入らないものとして権利という別個のものと解すれば問題はない。しかしここでみたように、かかる権利を、いわゆる“のれん”には入ら

営業権の実態調査

社名	営業権計上額 (千円)	その根拠	評価基準	減価償却		備考
				方 法	償却費	
K 捕 鯨	34/10 81,710 35/10 175,793	カツオ、マグロの遠洋漁業権(許可権)	取得時の漁業権の買取額	10年定額法	漁撈原価	
N 渔 業	34/11 817 35/11 4,625	みかんの輸出割当権の取得	割当権の買取額	10年定額法	製造原価	当社のマグロの出漁権は漁業権a/cに計上している
N 水 産	35/3 127,959 35/9 118,577	北洋への漁業出漁権	出漁権の買取額	10年定額法	漁撈原価	
T 渔 業	34/1 286,061 35/1 374,139	漁業出漁権	出漁権の買取額	10年定額法	漁撈原価	
F 純 業	35/3 22,471 35/9 18,270	①石炭山の買山費用 ②実用新案権の一部 ③販売権	①純業権に入らぬ費用 ②研究費 ③特別支出額	5年定額法 10年定額法	製造原価及び販売費	販売権の購入方を10年の定額且つ償却費を販売費に計上
N 製 粉	35/3 23,793 35/9 22,527	製粉原料の割当権(機械に付帯)	機械の代価	10年定額法	製造原価	機械そのものは返却した
N 製 粉	35/3 0 35/9 480	製粉原料の割当権	機械代価の一部	5年定額法	製造原価	
M 乳 業	35/3 1,168 35/9 4,624	原料乳の集乳権	購入代価	10年定額法	製造原価	
Y 乳 業	34/3 67,743 35/3 56,937	営業譲受	包括的事業評価	10年定額法	製造原価	
M 乳 業	35/3 18,475 35/9 70,150	事業買収(系列企業)	包括的事業評価	10年定額法	一般管理販売費	
S 酒 造	34/12 100,347 35/12 71,608	酒造権	酒造権の価格	10年定額法	販売費	
N 冷 藏	35/1 199,957 35/7 116,928	商標権、実用新案権、漁業権	取得の直接費取得原価	10~5年定額法	一部製造原価 一部販売費	ここでは幾つかのものを包括して表示している
O 醇 母	35/5 7,687 35/11 7,197	営業譲受	包括的事業評価	10年定額法	一般管理販売費	
N 紡 織	35/4 697,488 35/10 662,258	綿紡の操業許可権	綿紡の機械代金の評価額と買収費との差額	10年定額法	製造経費	
C 製 菓	35/3 533 35/9 483	営業譲受	包括的事業評価	10年定額法	一般管理販売費	
N 発 条	35/3 13,464 35/9 12,626	合併(大同発条)	包括的事業評価(相続税法の営業権評価)	10年定額法	一般管理費	
I 自 動 車	35/4 3,500 35/10 0	ノウハウ購入料	その契約代価	7年定額法	製造原価	ルーツ・モーター社との間の7年間の契約
M 物 産	35/3 284,564 35/9 238,172	合併	包括的事業評価	10年定額法	一般管理費	金額には営業権以外も含む
K 急 行	35/3 12,346 35/9 14,894	「海の家」の漁業権購入	漁業権の取得原価	10年定額法	営業費	「海の家」は顧客誘致目的のもの
D 自 動 車	35/3 11,440 35/9 10,560	営業の一部譲受(許可権)	タクシーの許可権の取得原価	10年定額法	運送費	ただし現在はタクシー業務の一部譲渡は認められていない
N 運 輸	35/3 1,147 35/9 1,063	営業譲受(はしけ、通運業務の駅進出)	特別の支出額	10年定額法	一般管理費	
S 倉 库	35/3 492 35/9 447	営業譲受	包括的事業評価	10年定額法	営業原価	
D 映	35/1 5,409 35/7 4,958	①事業買収(劇場の上映権) ②フィルムの保証金	①包括的事業評価 ②支出額	10年定額法	一般管理費	保証金には特別の契約期限はない
N 活	35/1 17,373 35/7 26,895	事業買収(劇場)	包括的事業評価	10年定額法	一般管理費	
T テアトル	35/1 740 35/7 25,750	事業買収(キャバレー)	包括的事業評価	10年定額法	一般管理費	従業員として社交場のみがそのまま引き継がれた
K 萱 天 地	35/1 507 35/7 423	合併(A萱天地)	包括的事業評価	10年定額法	一般管理費	
T 観 光	35/6 1,069 35/12 1,016	①営業譲受(ホテル) ②自己創設	①包括的事業評価(欠員金も含む) ②開発費	10年定額法	売上原価	②は会社の開発費そのもので継承したものでない
T 観 光	34/12 1,510 35/12 3,306	合併(大森観光ホテル)	包括的事業評価	10年定額法	一般管理費	
J 観 光	35/2 1,500 35/2 1,050	事業買収(ホテル)	包括的事業評価	10年定額法	売上原価	
N 油 脂	36/9 0 37/3 62,849	合併(T油脂)	包括的事業評価	10年定額法	営業外費用	T油脂は欠損会社
T コスモス電機	36/3 21,706 37/3 18,233	事業買収	包括的事業評価	10年定額法	営業外費用	得意先1件当たりの収益考慮
T 菓 工 業	36/8 18,699 37/2 17,749	事業買収(トニー食品)	包括的事業評価	10年定額法	販売費	得意先1件当たりの収益考慮
T 通 商	36/9 71,062 37/3 66,584	合併(N貿易)	包括的事業評価	10年定額法	一般管理費	
T 菓 工 業	36/9 660 37/3 580	居場の許可権	購入代価	10年定額法	営業外費用	
S 貿 易	36/9 518 37/3 388	事業買収(K金属)	包括的事業評価	10年定額法	一般管理費	得意先の件数と収益力考慮
H 水 産	36/1 0 37/1 13,625	事業買収(Yスーパー・マーケット)	包括的事業評価	10年定額法	販売費	販売系列会社
G 酒 精	35/12 54,192 36/12 46,134	出荷権利	購入代価	5年定額法	一般管理費	
S 产 業	36/5 20,169 36/11 19,160	製粉原料の割当権	購入代価	10年定額法	一般管理販売費	
T 酒 造	36/3 3,496 37/3 175,748	酒造権	購入代価	10年定額法	一般管理販売費	
G 商	36/9 47,915 37/3 45,417	事業買収(系列会社)	包括的事業評価	10年定額法	一般管理販売費	販売権、得意先も考慮
I ハ ム	35/12 1,112 36/12 909	事業買収	包括的事業評価	10年定額法	販売費	
M レ ェ ン	36/9 32,628 37/3 30,911	紡織機の購入(権利付帯)	購入代価	10年定額法	製造原価	紡織工場のための支出
O 製 糖	36/5 0 36/11 24,583	事業買収(原糖割当の権利)	購入代価	10年定額法	一般管理販売費	

ないとしても、いわゆる“営業権”概念に含める考え方で論を進めると、当然かかる営業権勘定についての個別的評価法が認めなければならなくなると考えられる。もとより、その取得時の評価は支出額によつて測定され、その後は価値の減少するものとして原価配分の理論によつて償却せらるべきではあるが、同時に、個別的な価値をもつものとして、時価も存するわけであるから、たとえば酒造権や原材料の割当権、タクシーの操業権等の時価の著しく低下したばあいには、特別の評価引下げも考慮されねばならないであろう。

このような個別評価法が認められると、わが国で問題視されているところの、合併に際しての合併差損についても解決の一つのいとぐちが見出せるように考えられる。けだし、被合併会社が欠損会社であるばあい、わが国に多くみられる、一対一の合併比率による合併に際しては、往々にして合併差損が生ずるときがある。わが税法ではある条件の下で、その合併差損を資本の払込がなかつたものとして取扱い、しかも営業権の計算については前述のように、過去の平均利益による超過収益力を資本還元する方式に立つてゐる。このばあい、この実態でみたような幾つかの事実上の権利について、個別評価法として個々の権利の評価を認めるならば、それらのものがあるかぎり、それは営業権として、合併差損に代わる資産として認められることとなる。かくしてこそ経済的事実として会社合併のなされる必要性ないし実態に対処する合理的な会計処理の一つの解決法がえられるようと考えられるのである。

次に第三の問題点として営業権の償却について若干考察することとしよう。

実態分析でみたように、わが国の営業権はすべて償却され、しかもその大部分のものは税法に準拠して一〇年の定額法償却によつている。これに対し、わが国では、英米の会計学者は一般にのれんの償却を認めていないとも解されていて^(註6)、しかし、ペイトンの学説にあつてはすでにみたように、償却説を強く主張している。ただアメリカ税法の見解ではその償却を認めないこと前述のとおりである。それでは、アメリカの実務でどのように会計処理がなされているかを若干の調査について

みると、まず、アメリカ会計士協会（A・I・A）の六〇〇社に関する実態調査ではつぎのようである。
（註7）

のれんの貸借対照表評価額と償却法

(1) なし崩し償却法とその対象

利益償却としたもの

一社

留保利益にチャージしているもの

四社

償却対象の不明のもの

一二社

(2) 債却しない金額表示

一九社

(3) 名目価値額の表示

一一〇社

合計

一四六社

さらにその後の別の調査、すなわちウエルス氏が、一九五七年に、大会社二一四一社のうち任意に三一六社を選んでなしだ調査によると、のれんを計上している会社は四八社で、そのうち三四社は定額法償却（Straight Line）を行なつており、
（註8）

他の一四社は一括償却法（Lump Sum Write off）で名目価値額までそれを引下げて評価しているとされ、しかもこの一括償却法にあつては収益ないし留保利益に一括チャージせしめられているとされている。ただこのウエルス氏の調査にあつては、なし崩し償却（Amortization）の対象が必ずしも明確でない。A・I・Aの調査のようにそのチャージの対象が明らかにされないばあい、はたしてその償却額が費用として計上されたのかどうか不明である。この点については、A・I・Aの調査と若干矛盾するとも考えられるが、モリソンの見解、すなわち、のれんのなし崩し償却額は営業費として、損益計算書の費用の部に示さるべきであるという見解がある。かくして、理論的にはなし崩し償却額が、当期の費用とせらるべきに拘わらず、アメリカ税法の見解を反映して、実務上の多くでは、その償却額を留保利益にチャージしたり、利益償却をしている

ものと思考される。いずれにしても税法の見解に合致せしめるために、実務は歪められているとはいえ、多くの会社はのれんを毎期規則的に償却することによつて、配当可能利益を確定している、というところにアメリカののれん会計の実態がうかがえるようである。いわば、償却説に立つ近代会計の理論と、非償却説に立つ税法との、仲立ちとして実態は折衷的な立場にあるともいいえよう。

つぎにわが国の実態における、償却費の取扱いをみると、すでにみたように極めて多義的である。会社によつてはあるいは製造原価に入れたり、あるいは販売費としたり、あるいは営業外費用としている。ことに製造原価を入れた会社の回答は、たとえば原材料の割当権のように、かかる営業権として、権利の取得がないとすれば、原材料が高かつたためにこそ、その償却費を製造原価に入れたというように受け取れる。このような処理法こそ、費用収益の対応計算を考慮したものとしたものと考えられる。しかし、この調査での償却費を営業外費用とした処理は問題である。すなわちTコスモス電機の営業権は事業買収によるもので、それは得意先の獲得を意図してなされたものであり、しかも得意先の件数に応じて営業権の評価をしたとされている。とするならば、本来かかる営業権の取得は販売促進費の節約という意味をもつた筈である。そのかぎり、その償却費は営業外費用とすべきでなく販売費と解さるべきであろう。同様に屠場の許可権を取得するために支出した、T畜産工業の営業権の償却費も、その権利がなかつたとすれば、高い畜肉を仕入れなければならなかつた筈であるから、それに代わる営業権の償却費は営業外費用ではなしに、仕入原価ないし製造原価に算入さるべきであるとも思考される。このような営業権の償却費の原価算入には、評価論の見地からとくに保守的見地から問題なしとしないが、右にみたような原価への配賦によってこそ、経済の実態を反映した費用の配分理論が貫かれるようと思考されるのである。

最後に償却に関連して、わが国の実態ではその償却年数が圧倒的に一〇年とするもののが多かつた。今次商法の五年償却の規定と関連して、商法と税法との調整問題があるとはいえ、かように一〇年の定額法が支配的に多いところに、税法

の規定が実務界に大きな影響力を与えていたからかがえるのである。やでにみた、アメリカにおける理論と実務と税法の三つのものの一つの流れを、わが国の実態のなかにも見出されるように感じられるのである。

- 註(一) 高瀬莊太郎著 グッドウイルの研究 104頁
(2) 木村重義稿 「暖簾諸項目の評価」企業会計10巻4号
(3) 太田哲三著 前掲書 1178頁
(4) 新井益太郎稿 前掲書 1173頁
(5) 馬場克三著 減価償却論 五1頁
(6) 太田哲三著 前掲書 1188頁
太田哲三著 実践会計学 1100頁
(7) A.I.A. "Accounting Trends and Techniques 1956, p.91
(8) S.H. Wales "Intangible Expenses and Amortizing Intangible Assets" January 1962, Accounting Review pp. 96~98
(9) L.H. Morrison "Intangible Assets" Accountants' Handbook 1956, pp.19~17